

茨労発基 0229 第 2 号
令和 6 年 2 月 29 日

関係団体等の長 殿

茨城労働局長
(公印省略)

令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」の実施について

日頃より、労働基準行政の推進に御理解と御協力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、職場における熱中症予防対策については、令和 3 年 4 月 20 日付け基発 0420 第 3 号「職場における熱中症予防基本対策要綱の策定について」に基づく対策をはじめとして、毎年重点事項を示して、その予防対策に取り組んできたところであり、平成 29 年からは「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」を実施し、各関係団体の皆様と連携して熱中症予防対策に取り組んできたところです。

昨年 1 年間の全国における熱中症の発生状況（1 月 11 日現在の速報値。別紙参照）をみますと、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 1,045 人、うち死亡者数は 28 人となっており、業種別では、建設業 202 件、製造業 220 件で、死傷者数については全体の約 4 割が建設業と製造業で発生している状況です。また、死亡者数は、建設業が最も多く、製造業、警備業及び農業が同数で続き、多くの事例において、暑さ指数（WBGT）を把握せず、熱中症予防のための労働衛生教育の実施を確認出来なかったもの。また、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病や所見を有している事例も見られ、その多くは医師等の意見を踏まえた配慮がなされておりました。

なお、茨城県内（2 月末速報値）では、死亡を含む休業 4 日以上之死傷者数は 30 人、うち死亡者数は 1 人（建設業）となっており、業種別では、建設業 6 件、製造業 5 件及び運輸交通業 4 件の順で多く発生している状況にあります。

このため、別添のとおり、令和 6 年「STOP! 熱中症 クールワークキャンペーン」実施要綱（以下「要綱」という。）を定め、熱中症リスクがあるすべての事業場を対象として、職場における熱中症予防対策の徹底を図ることといたしましたので、本キャンペーン中においては、特に、暑さ指数（WBGT）の把握とその値に応じた熱中症予防対策を適切に実施すること、作業を管理する者及び労働者に対してあらかじめ労働衛生教育を行うこと、糖尿病、高血圧症など熱中症の発症に影響を及ぼすおそれのある疾病を有する者に対して医師等の意見を踏まえた配慮を行うこと、に重点を置いた取り組みを行うようお願いいたします。

つきましては、貴殿傘下の関係事業者の皆様に対し、本キャンペーンを周知いただきますよう併せてお願いいたします。